

先駆的な観光地域づくり法人創出のための育成支援業務委託企画提案コンペに係るご質問及び回答

| 番号 | 資料名 | 頁 | 項目 | 質問 | 回答 |
|----|-------|-------------|-----------------------------|--|---|
| 1 | 参加仕様書 | 2 | 5 (1) | 本コンペへ「共同事業体」で参加する場合、企画提案者の参加意思表示として「登記簿謄本」、「現在事項証明書」、「履歴事項証明書」、または「代表者事項証明書」の写し、については、共同事業体の代表者企業のみ提出で良いのか？それとも「共同事業体」を構成する全ての構成団体のぶんを提出する必要があるのか？ | 共同事業体で参加する場合は、代表者含む構成員すべてについて、登記簿謄本等参加資格に係る添付書類を提出してください。 |
| 2 | 業務仕様書 | 1 2 | 4 (1) ア 4 (2) ア | 研修会や支援の対象者は「登録DMO、候補DMO、DMO登録に意欲のある団体」に限定され、例えば既に「地域商社」「まちづくり会社」「一般社団法人」「NPO法人」ほか通常の法人にて「観光地域づくり」に寄与すると思われる法人格等の団体は対象外か？ | ご質問いただいた団体については、DMO登録に意欲のある団体であれば対象となります。 なお、研修会の対象者は、県内観光関連事業者（登録DMO、候補DMO、DMO登録に意欲のある団体、地方自治体等）としており、幅広い事業者からの参加を想定しています。 |
| 3 | 業務仕様書 | 2 | 4 (1) ア | 本事業に関与すると想定される下記について役割と定義を確認したい。 仕様書の「(1) DMOの役割の重要性に関する認識共有のための研修会の実施」の「ア 研修会の内容」に記載の「想定されるメンター：観光地域づくりの先行地域のキーマン等」とは、同研修会の中で何についてどのように関わる前提で記載されているのか？「講師」とは役割がどのように異なるのか？ | 本業務における研修会では、参加者の現状と方向性を検討させるなどのワークショップを組み込むこととしています。 メンターは、セミナー講師と共に研修会にて実施するワークショップに参画し、参加者からの質疑等への対応や助言など、議論が円滑かつ活発に行われるよう調整する役割を想定しています。 |
| 4 | 業務仕様書 | 2 | 4 (2) イ | 本事業に関与すると想定される下記について役割と定義を確認したい。 仕様書の「(2) 観光地マネジメントに関するハンズオン支援」の「イ 支援方法」の「アドバイザー派遣によるコンサルティング支援」の「アドバイザー」とは、受託者の企業内もしくは共同体の構成団体内もしくは外部から適切な専門人材を選定するという理解で良いか？ また、その選定にあたっては、受託者主導で実施するという理解で良いか？（支援先団体の選定については仕様書にて言及があるがアドバイザーの選定については特に言及がないため） | お見込みのとおりです。 なお、アドバイザーの選定については、受託者から提案のうえ、委託者及び支援先と協議のうえ決定するものとします。 |
| 5 | 業務仕様書 | 3 | 4 (3) | 本事業に関与すると想定される下記について役割と定義を確認したい。 仕様書の「戦略に基づく実行支援」にて「支援メニューの施策実行を支援する」のは誰か？上記の「(2) 観光地マネジメントに関するハンズオン支援」と同様に、受託者の企業内もしくは共同体の構成団体内もしくは外部から適切な専門人材を選定して支援を実施するという理解で良いか？ | お見込みのとおりです。 支援先団体と受託者が事前に提出し、委託者の承認を受けた事業計画に沿って受託者（共同事業体の場合の構成団体を含む）が、支援メニューの施策の実行を支援していただきます。 なお、受託者において直接の実施等が困難な場合には、外部への発注により支援を行うこととします。 |
| 6 | 業務仕様書 | 1 2 3 | 4 (1) ア 4 (2) イ 4 (3) | 研修会の講師、そして上記のQ2のメンター、Q3及びQ4のアドバイザー（専門人材）については同一人物の重複は問題ないか？ | 業務目的の達成や業務執行に支障がなければ構いません。 |

| | | | | | |
|----|-------|---|---------|--|--|
| 7 | 業務仕様書 | 1 | 4 (1) ア | 発注者である三重県様(みえ観光の産業化推進委員会様)として「(1) DMOの役割の重要性に関する認識共有のための研修会の実施」の「周知・広報」にて活用可能な「県内観光関連事業者」のリスト等は保有していて、受託者へ提供してもらえるのか? 特にリスト等はなく受託者による独自の周知・広報となるのか? | 委託者が保有している登録DMO、候補DMO、DMO登録に意欲のある団体、地方自治体のリストについては契約締結後に提供可能です。 |
| 8 | 業務仕様書 | 2 | 4 (2) ア | 「(2) 観光地マネジメントに関するハンズオン支援」の「ア 支援先団体の選定」において「公募に際しては、観光マネジメントに関する戦略検討シート(仮称)のような書面を提出させること」との記載があるが、これは、支援を希望する登録DMO等の団体から「現段階でどのような戦略を描いて、どのような課題があって、その課題解決のためにどのような支援やアドバイザーを求めているか?」を把握できる書面(支援申請書と同義)」という理解で良いか? | お見込みのとおりです。 |
| 9 | 業務仕様書 | 2 | 4 (2) ウ | 「(2) 観光地マネジメントに関するハンズオン支援」の「ウ 支援内容」において、「人材育成、財源確保に関する支援:人材確保の方法、人材育成計画、支援先にあった財源確保のアイデア出し」という内容が明記されているが、これはつまり、「同ハンズオン支援の中でアドバイザーが必ず支援すべき内容」という理解で良いか? | お見込みのとおりです。 |
| 10 | 業務仕様書 | 3 | 4 (3) | 「(3) 戦略に基づく実行支援」にて「(2) 観光地マネジメントに関するハンズオン支援」で戦略を策定した団体が、戦略を実行する際に活用できる支援内容をメニュー化(ソフト事業に限る)し、団体が希望する支援メニューの施策を活用できるよう支援すること。」とある。 これはつまり、受託者主導して「(2)」で支援した3団体に対して、「1団体につき上限500万円(税込み)」の予算を活用しての具体的な支援メニュー(内容)を提案&合意し、さらにその支援に最適な専門人材を選定して、支援提供を行う、という理解で良いか? | お見込みのとおりです。 なお、具体的な支援の実施にあたっては、受託者と支援先団体が合意した事業計画書を委託者に提出し、承認を受ける必要があります。 |
| 11 | 業務仕様書 | 4 | 4 (3) | 「(3) 戦略に基づく実行支援」にて「(ソフト事業に限る)」との記載があるが、支援メニューを想定した場合、例えば「WEBサイト制作」「販促物ないしはツール等制作」等に係る経費発生が想定される。これらは「ソフト事業の一部」として「可」なのか?それとも「ソフト事業」からは「除外」され、「支援先団体の自己負担」となるのか? | 「WEBサイト制作」については、既存WEBサイトの更新や改修は対象とし、ドメイン取得料等が発生するサイト新設については対象外とします。 また、「販促物ないしはツール等制作」は対象とします。 支援メニューの内容については、契約締結後、委託者、受託者及び支援先団体が協議のうえ決定します。 |
| 12 | 業務仕様書 | 3 | 4 (3) | (上記Q10に関連して) 本事業予算以外の補助金や支援制度、例えば「広域周遊観光促進事業の専門家派遣事業(国土交通省・観光庁)」等を合わせて本事業にて実施する支援で活用することは「可」なのか? | 原則、受託者の企業内もしくは共同体の構成団体内もしくは外部から適切な専門人材を選定することを想定していますが、業務目的の達成や業務執行に支障がなければ本事業予算以外の制度活用も可とします。 なお、本事業予算以外の制度活用を行う場合は、当該他事業により負担された経費について、実績により契約額を減額して精算するものとします。 |
| 13 | 業務仕様書 | 3 | 4 (3) エ | 「(3) 戦略に基づく実行支援」の「エ 支援経費の負担」に関連した基本的な理解として、「1団体につき上限500万円(税込み)」で設定する予算に関しては、受託者から支援先団体に直接渡す&支払うような経理処理はNGで、全て受託者が主体となって経理処理を実施するという理解で良いか? | お見込みのとおりです。 |